(i) 産業の集積
重点促進区域及びその周辺地域における既存の産業集積の状況や今後の産業集積の形成の見通し等を踏まえ、当該重点促進区域において地域経済牽引事業用地整備により整備された土地に立地する承認地域経済牽引事業者が、産業の集積による関連サプライチェーン等との連携を通じた、生産性の向上や、地域の事業者への経済的効果の創出が可能であると見込まれること。

(ii) 人材
重点促進区域及びその周辺地域に十分な人口規模のある市街地等が存在しており、また、行政と教育機関等が連携することによる事業者の人材確保の後押しが行われている等、当該重点促進区域における地域経済牽引事業用地整備により整備された土地に立地する承認地域経済牽引事業者の実施する事業に必要な人材の確保が可能であると見込まれること。

(iii) インフラ
重点促進区域及びその周辺地域における電気、工業用水等の供給網やインターチェンジ、港湾、空港等のインフラの整備の状況及び整備の見通しを踏まえて、当該重点促進区域における地域経済牽引事業用地整備により整備された土地に立地する承認地域経済牽引事業者の実施する事業に必要な規模や機能等を備えたインフラが整備されること。

②
地域経済牽引事業用地整備が具備すべき条件に関する事項
次に示す事項を目安として、地方公共団体において、地域経済牽引事業用地整備が具備すべき条件に関する事項の設定を行うものとする。
地域経済牽引事業用地整備は、次の(i)から(iii)までの全てを満たすものとする。地域経済牽引事業用地整備計画の実施期間は五年を超えない範囲で定めることとし、当該期間は、同意基本計画の計画期間の終期を超えて定めることができる。

(i) 産業用地としての特性の活用
③①に基づいて同意基本計画に定める産業用地としての特性に照らして、地域経済牽引事業用地整備により整備した産業用地への立地が見込まれる業種が誘致対象として設定されていること。

(ii) 地域経済牽引事業用地整備の計画的かつ確実な実施
産業用地としての土地の利用、開発等に係る関係行政機関等との事前調整が完了している等、地域経済牽引事業用地整備計画の作成時において地域経済牽引事業用地整備の実施の蓋然性が確認できるものであること。例えば、地域経済牽引事業用地整備を行う土地に転用や開発の制限のある農地を含む場合は、区域区分に係る都市計画の策定又は変更についての関係行政機関等との事前協議の結果を踏まえて、市街化区域に編入される蓋然性が認められることが必要である。ただし、農地法第四条第一項第二号若しくは第五条第一項第一号の規定又は農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項第一号の規定に該当し、許可を要しない場合等はこの限りでない。
また、適切な実施スケジュール及び資金計画に従って実施されるものであること。

(iii) 確実な実施
地域経済牽引事業用地整備により整備された土地における承認地域経済牽引事業の実施を確実なものとするため、承認地域経済牽引事業の誘致や当該産業用地への立地事業者の決定について適切な措置が講じられていること。